

# 入 札 説 明 書

(趣旨)

第1条 この説明書には、佐久市有林・臼田地区財産区有林の松茸採取権一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」とする。）が守らなければならない事項を定める。

(入札参加希望者の責務)

第2条 入札参加希望者は、この入札説明書の記載事項を熟知のうえ、入札に参加して下さい。

(落札者の管理に関する責務等)

第3条 入札に参加し希望の物件を落札した者（以下「落札者」とする。）は落札した物件について、契約期間中、次に掲げる管理を負う。

- 1 森林内ではいかなる場合であっても火を使用してはならない。
- 2 松茸の発生する環境を整備、維持するよう努めること。
- 3 松茸以外のもの（立木、岩石等）を採取、伐採、移動してはならない。ただし、2に係わる場合は、佐久市耕地林務課林務係、佐久市臼田支所経済建設環境係（以下「事務局」とする）へ報告し、許可を得て行うこと。
- 4 落札者が設置した看板、区域明示のテープ等は、3年目の契約期間終了までに撤去し、契約した物件を返還する事。
- 5 物件のある地域や隣接する森林に関し配慮した行動をとること。
- 6 松くい虫被害が発生した場合、契約は継続するものとする。ただし、被害木等については、基本的に市・財産区が対応する。

(マツタケの放射性物質に係る出荷制限解除に関する落札者の責務)

第4条 佐久市における、マツタケの放射性物質に係る出荷制限については、平成27年11月20日付原子力災害対策本部長内閣総理大臣から毎年出荷前検査、定期検査、確認検査及び出荷台帳の整備等を条件に解除があり同日長野県知事による採取・出荷及び摂取の自粛要請が取り消されました。ついては、放射性物質に係るマツタケの出荷制限解除後の管理について、当該契約を締結した場合の要件を以下のとおりとする。

- 1 出荷前検査について
  - (1) 出荷前検査とは、出荷（流通）の前に行う検査であって発生初期に行う検査をいう。佐久市内での出荷前検査は毎年3検体以上を予定している。出荷前検査の完了した時、または検査結果により出荷の制限等の措置がなされた場合は、財産区事務局から落札者へ遅滞無く連絡する。
  - (2) 毎年佐久市における出荷前検査が完了するまでの間は契約地においてマツタケの発生があっても出荷できない。
  - (3) この検査に対応するため契約期間中毎年発生状況の把握に努め、各年毎に発生が確認された場合には、財産区事務局へ報告しなければならない。

## 2 定期検査及び確認検査について

(1) 定期検査とは各年の出荷前検査において安全性が確認され出荷が認められた後、出荷期間中に行う検査をいう。佐久市内での定期検査は、出荷期間中において、毎週1回1検体を予定している。

確認検査とは、出荷前検査または、定期検査において基準値の1/2以上の値が検出された場合に、該当箇所に対して行う継続検査をいう。

定期検査の結果により出荷の制限等の措置がなされた場合及び確認検査が必要となった場合は、事務局から落札者へ遅滞無く連絡する。

(2) この検査に対応するため各年毎に出荷を開始した時または、継続的に発生する状況に至った時は、財産区事務局へ報告しなければならない。

## 3 検体提供について

(1) 同条第1項 第3号及び第2項 第2号による報告に基き事務局が検体提供者を決定し、決定した契約者へ事務局から検体提供を求める。

(2) 財産区事務局より検体提供を求められた場合は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

(3) 正当な理由とは、検体としての必要量以上の発生がないなどのやむをえない場合に限り、契約者の意向などは尊重しないものとする。

(4) 1検体は150g以上とする。

検体の提供は無償とする。ただし、佐久地域振興局等から提供費用の交付があった場合は、契約者のものとする。

4 検体の提供を求められる落札者と、求められない落札者が想定されるが、その結果に対する異議には応じません。

5 出荷にあたっては集荷者（直売所・仲買人等）に出荷者と採取位置の報告が必要です。なお、消費者（飲食店等を含む）へ直接販売する場合は、採取位置・採取日・販売日・販売量・販売先を明示した台帳を整備すること。

6 定期検査の結果により、出荷物の回収を求められた場合は、販売者（契約者）の責任により回収し、回収に係る経費については、販売者の負担とする。

(出荷制限がなされた場合などの契約の扱い)

## 第5条 出荷前検査及び定期検査により、出荷制限等がなされた場合の措置

1 出荷前検査結果により出荷の制限等の措置がなされた場合は、契約を解除し納入された契約金の全額を返金するものとし、制限がなされた残年分の契約金の納付は求めない。

2 定期検査結果により出荷の制限等の措置が実施された場合は、契約を解除し制限がなされた年の契約金額の2分の1の額を返金するものとし、制限がなされた残年分の契約金の納付は求めない。

3 正当な理由がなく、第4条 第1項 第3号及び第2項 第2号による報告を怠ったとき、または虚偽の報告を行った場合は、事務局の判断により契約を解除することができる。この場合納付された契約金は返還しない。

(入札参加資格)

第6条 次に掲げる者は入札に参加することができない。

- 1 佐久市民でない者。また入札物件の維持管理ができない者。
- 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する市の職員。
- 3 成年後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者。
- 4 次のいずれかに該当する事実があった後6年を経過しない者及びその者を代理人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者。
  - (1) 競争入札において、その公正な執行をさまたげた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
  - (2) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
  - (3) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
  - (4) 第1号から第3号までのいずれかに該当する事実があった後6年を経過しない者を契約履行に当たり代理人、その他の使用人として使用した者。
  - (5) 一般競争入札参加申込書（様式第1号。以下「入札参加申込書」とする。）を事務局が指定した期日までに提出しなかった者。

(入札参加申込書)

第7条 入札参加希望者は、事務局が指定する日までに、次の各号に掲げる書類を事務局に提出して下さい。なお、指定した日までに必要な書類を提出しなかった者は入札に参加することができない。

- 1 入札参加申込書
- 2 住民票（直近3ヶ月以内に発行のもの（外国人の場合は登録原票記載事項証明書、法人の場合は登記事項証明書）若しくは、運転免許証等の身分の証明できる物の写し。（以下「住民票等」とする。）
- 3 複数名義で権利を取得しようとする場合は、入札参加申込書の申込人欄に、連名で記載し、押印して、それぞれの住民票等を添付すること。  
郵送による申し込みは、書留郵便で行い、指定した日までに事務局に到着するように送付すること。
- 4 ファクシミリによる入札参加申込書及び関係書類の提出は認めない。

(入札時の持参書類等)

第8条 入札に参加する者（以下「入札参加者」とする。）は、次の各号に掲げる書類を入札時に持参すること。

- 1 入札書（様式第2号）
- 2 印鑑（本人の場合は本人の印鑑。代理人が入札を行う場合は委任状（様式第3号）の代理人使用印と同一の印鑑を持参すること。）
- 3 入札代理人が入札を行う場合は、入札開始前に必ず委任状を提出すること。  
ただし1人で2人以上の代理人を兼ねることはできない。

#### (入札書)

第9条 次に掲げる要件に従い、入札書を記入すること。

- 1 入札書には入札参加者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者名）を記入の上、押印すること。
- 2 記入にあつては黒インクのペン又はボールペンを使用すること。
- 3 金額には算用数字を使用し、最初の数字の前に「金」又は、「¥」の文字を記入すること。また、契約期間は3ヵ年ですが入札金額は単年度の税抜き金額を記入すること。
- 4 代理人が入札する場合は、入札書の入札参加者の住所及び氏名を記入するとともに、代理人の氏名を記入し、押印すること。
- 5 入札書は入札執行者の指示に従い、提出すること。（封筒は不要です。）
- 6 いったん提出した入札書の書替え、引換え又は撤回をすることはできない。

#### (入札の無効)

第10条 次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

- 1 入札参加資格のない者。
- 2 金額その他の事項につき確認できない記載をした者。
- 3 談合その他不正行為を行ったと認められる者。
- 4 入札対象財産1件につき2以上の入札をした者。
- 5 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札をした者。
- 6 入札対象物件1件につき2人以上の代理人となって入札をした者。
- 7 入札参加者又は代理人の記名押印のない入札をした者。
- 8 第9の2以外のもの使用し入札をした者。
- 9 金額を訂正した入札をした者。
- 10 指定した日時、場所に入札をしなかった者。
- 11 郵送、ファクシミリ又は電子メール等による入札をした者。
- 12 担当職員の指示に従わず入札をした者。
- 13 委任状が無く入札参加者の代理人として入札をした者。
- 14 前号に定めるもののほか、指示した条件に違反した入札をした者。

#### (開札)

第11条 開札は、入札参加者の面前で入札終了後直ちに行うものとする。ただし、入札参加者が開札に立ち会わない場合には、入札に関係のない市職員を立ち合わせて開札します。この場合異議申し立てはできない。

#### (落札者の決定)

第12条 落札者は以下に掲げる方法により決定する。

- 1 落札者は、市の予定価格以上、かつ、最高金額の入札を行った者とする。
- 2 市の予定価格以上、かつ、最高金額の入札を行った者が2人以上あるときは、

直ちに当該入札者に申込順にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札に関係のない市職員に代わりにくじを引かせ決定する。この場合、異議の申立てはできない。

- 3 落札者があるときは、その氏名（名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を入札参加者に直ちに口頭で公表する。

#### （再入札）

第13条 開札の結果、最高金額の入札が予定価格に達しない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再入札を行う。

- 2 第10条の第1号、第3号、第5号、第6号及び第10号から第14号までのいずれかの理由に基づき無効とされた入札を行った入札参加者は、再入札に参加することはできない。

#### （入札執行の延期等）

第14条 開札前において、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

#### （契約の締結）

第15条 落札者が決定したときは、直ちに落札者に対し、契約の締結について必要な事項を通知する。

- 2 落札者は、落札の通知を受けてから15日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含みます。）に契約書を締結しなければなりません。ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期日を延長することができる。

- 3 落札者が、前項の期間内に契約書を締結しないときは、その落札は効力を失う。

#### （契約金の支払い）

第16条 落札者は、契約の締結日から30日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含みます。）で市が指定する期日までに、落札代金を、市が発行する納入通知書により納付しなければならない。

- 2 落札者が第1項の金額を納付しない場合は、市は契約を解除することができます。その場合、第6条第4項第3号にあたり入札参加資格が6年間得られない。

#### （情報公開等について）

第17条 入札結果については、佐久市情報公開条例（平成17年4月1日佐久市条例15号）に基づき、入札に関する情報（入札参加者及びその応札金額並びに落札金額等に関する事項）については開示の対象とする。